

畜産会 経営情報

No.
389

令和4年4月20日

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/
E-mail jlia@jlia.jp

主な記事

1 | 畜産学習室

畜産経営における資金計画と資金統制 第3回
—畜産経営を資金管理面から支える—

山崎農業経済研究所 山崎 政行

2 | 行政の窓

畜舎特例法の概要について (2)

農林水産省畜産局企画課

3 | 畜特資金情報

令和4年度 畜産特別支援資金金融通
事業について

農林水産省畜産局企画課

4 | お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

畜産経営における資金計画と資金統制 第3回 —畜産経営を資金管理面から支える—

山崎農業経済研究所 山崎 政行

前々回、前回と畜産経営における資金計画と資金統制について説明しました。資金統制という、あまりなじみのない言葉についても、具体的に分かっていただけたでしょうか。これまでの2回は、事例も交えましたが、資金管理の教科書のような説明になってしまいました。

今回は、もう少し皆さんが経営している畜産経営の現状に応じた説明をしたいと思えます。そこで、本冊子を読まれている方の多くが関わる畜産特別資金の借入者の状況や畜産クラスター事業を行っている方々の状況を踏まえて、資金計画と資金統制の説明を行います。

資金管理の重大さを感じる時

節目節目で資金計画を立て、常日頃自分なりに資金統制を行っていても、経営は思い通りにいかないことが多いものです。そのようなときは、何もかも投げ出してしまいたくなる時もあります。しかし、そこでくじけたら、皆さんや家族の暮らしはどうなるでしょうか。経済動物とはいえ、飼養している家畜も大切にしたいでしょう。耕畜連携システムを構築していれば、あなたが原因でつぶしたくはないはずです。天候の影響を受けやすい土地利用型農業、相場の影響を受けやすい畜産経営。農業経営の特性ともいえる、このよう

に外部の力の影響を受けながら生産活動を続けていかななくてはなりません。そして、生産物をお金に換えて、借金を返して、生活していく、ということが続けなくてはなりません。思い通りにならなくても、家畜の飼養やお金の管理を放り出すわけにはいきませんね。

ところで、経営者や支援機関の皆さんがお金に敏感になるのは、どのようなときでしょうか。一番は、生産物を販売して収入になるときではないでしょうか。次は、やはり借金の返済のときではないでしょうか。自分のお金が外に出ていってしまうという意味では、日々の経費の支払いと変わりませんが、経費は売上げから支払う、という漠然とした思いがあると思います。

しかし、借金を返せないと、経営が続けられなくなるというような思いが湧くこともあると思います。外に出ていくお金では、飼料費やもと畜費のように金額が大きいものや税金は、日々の支払いと少し違い、皆さん敏感なようです。ただ、この敏感さは、経営感覚というより感情的な部分が大きく、その後には何か工夫や対策を考えるまでには至らないことが多いようです。

資金計画と資金統制の説明は、いわばこのような感情の動きを抑え、冷静に生産、販売、そして経営全体をコントロールしてもらうために行っています。資金計画と資金統制を理解して向き合うことにより、例えば生産物が販売されるとき計画と実績の差を少なくする工夫や差が出た時の準備を行う動機を持ってもらいたいと思います。自分が予想した範

囲内の状況の下で、借金を返す経営を行ってもらいたいと思います。

今回は、本冊子にも掲載されている畜産特別資金の借入者の実績などから、皆さんの周りで起きていることを取り上げます。そこから、経営者の方には資金計画、資金統制を意識することを、支援機関の方にはそのためにどのようなことを行うか、考えていただきたいと思います。

償還財源を計画どおり確保できるか

中央畜産会では、畜産特別資金、畜産経営維持緊急支援資金（以下「畜特資金等」）の借入者の動向を取りまとめています。一つは、その後の経営改善の指導につなげることを目的に、道府県畜産協会等が経営改善状況を調査しているもの。一つは、やはりその後の指導につなげるために道府県畜産協会等が行う計画達成に係る実績点検です。前者は、その後の負債の増減とその要因を調べています。後者は、収入、支出、家計費、償還財源の計画に対する進捗状況のみで、要因や今後の対応などを確認しています。ここでは、後者の実績点検結果から、償還財源を中心とした資金管理について考えてみましょう。

表1は、中央畜産会が畜特資金等の借入者のデータを酪農、肉用牛、養豚ごとに計画に対する進捗状況について取りまとめたものを再整理したものです。まず、酪農経営をみてみます。畜産部門収入の計画対比は、全国計で99.5%となっています。平均すると概ね計

表1 畜産特別資金等計画達成の進捗状況（一戸当たり）

（単位：千円、%）

区分	集計戸数	畜産部門収入		畜産部門支出		家計費		償還財源	
		(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
北海道酪農	85	96,011	101.2	88,681	100.9	8,585	105.9	5,888	98.1
府県酪農	89	51,054	96.3	41,920	97.6	3,660	100.3	5,509	85.8
酪農計	174	73,143	99.5	64,895	100.0	6,206	104.3	5,699	92.1
肉用牛	269	80,345	98.5	75,011	95.7	3,089	98.7	7,198	117.3
養豚	34	117,412	100.6	99,907	102.7	2,446	102.0	9,052	86.3

※中央畜産会「令和2年度畜産特別資金等借入者に係る経営改善状況調査結果の概要について」（令和3年12月）より作成。

画に近い進捗状況となっています。畜産部門支出の計画対比は、全国計で100.0%。やはり、平均すると概ね計画に近い進捗状況を達成しています。北海道に比べると、府県は少し苦戦しているようです。償還財源を見てみましょう。全国の進捗状況の平均は92.1%、府県の進捗状況の平均は85.8%となっています。収入、支出の平均はほぼ計画どおり進捗して確保していますが、償還財源の確保は進捗が遅れています。

このことから、平均を下回る収入、支出の酪農経営において、さらに償還財源が計画どおりには確保されていない状況がうかがえます。表には整理していませんが、中央畜産会が取りまとめた「計画に対して進んでいない要因等（主な事例）」の内容によれば、収入や支出が計画通り進んでいない要因は数多く挙げられていますが、家計費と償還財源については、[家計費・その他]としてくぐられ、結婚の臨時費用、疾病・入院のための家計費増、の二つが挙げられているのみです。ここからは計画等が立てられ、その進捗状況を確認することが行われていることは確認できました。そのこと自体意義があるものの、償還財源を確保するための資金統制に関しては具

体的なイメージもできず、要因を挙げられなかったと考えられます。

一步踏み込んで考えると、収入・支出については進捗状況が低くなっている動きを理解できてその要因も考えられるものの、償還財源の確保という面では収入・支出の結果として捉えて受け身になっているということが考えられます。資金統制という意識を持つことによって、いろいろな工夫や対策が生まれてくる可能性があると思います。今後の対応の内容を確認すると、「経営主家族と毎月の検討会・・・」などの親身な支援が行われていることも想像できる項目があります。そのような検討の場で、生産に関する収入、支出の面のみならず、生産から販売までの資金統制に関する意識を高める取り組みが行われるようになることを期待します。

個別の差が大きい肉用牛、養豚経営

次に肉用牛経営について見てみましょう。収入、支出、家計費は計画を少し下回っています。ところが、償還財源の計画対比は117.3%と高くなっています。生産と販売の進捗は計画を下回ったものの、償還財源の確

保は計画を上回って進んでいるということでしょうか。集計戸数269戸のうち、償還財源の計画対比100%以上は108戸にとどまっているようです。一方、計画対比100%未満は161戸と、こちらの方が多いのです。平均の117.3%という数は、優良な経営の実績に引き上げられてきた結果のようです。価格が安定していて日銭が入る酪農経営と、市場の相場の影響を受け、販売代金が入る頻度が少なく一度に入る金額が大きい肉用牛経営との違いが反映されているようです。個別経営の差が、大きく出てきているようです。進捗が進んでいない要因については、[家計費・その他]として医療費の増加、教育費の増加の2項目が挙げられています。今後の対応の内容としては、「償還財源確保に向けた積立金・・・」のような有効な対策も挙げられていますが、受け身の対策にとどまっている感じがします。「優良な同規模農家の飼料体系に沿った・・・」のように、個別経営の差に注目した対策を挙げているものもあります。ただ、生産に関する部分に限定されているようです。資金統制や経営管理に注意した外部情報の入手も期待されます。

次に養豚経営について見てみましょう。収入、支出、家計費の計画対比は、いずれも100%を超えています。一方、償還財源のそれは86.3%にとどまっています。集計戸数が34戸と多くはないのですが、その内訳を確認してみます。計画対比100%未満が17戸、100%以上も17戸です。収支の進捗が進んでいない養豚経営で、より償還財源の確保が進

んでいないようです。平均の数値に肉用牛経営と逆の結果が現れているようですが、個別経営に差が大きいという点では共通していますね。進んでいない要因の内容は、収支に関する項目のみとなっています。今後の対応には、「口座取引管理を行い償還財源を確保」、「売上減少に伴う資金繰り対応を指導」、「資金繰り表を精緻に記録するよう指導」、「キャッシュフローに支障を来たさないようモニタリングを強化」というような、資金管理に関する項目が多く挙げられています。日銭が入る安定した酪農経営と違い、また肉用牛経営に比べて販売の頻度が多いということもあるからか、日常的な資金繰りへの関心が高いような気がします。支援機関の側が、企業的な養豚経営への支援の経験が多く、資金管理の支援に慣れていることもあるのかもしれませんが。経営者や家族・従業員、支援機関が情報を共有して資金統制の意識を高めて、収支の計画を進捗する力が、資金管理にもつながっていくことが期待されます。

鉄則は守られているか

畜特資金等借入農家は、負債整理など資金管理に関する課題解決を進めている農家です。リース事業や機械・施設取得を行う畜産クラスター事業を行う畜産経営も、資金計画を立てて通常の畜産経営よりも資金管理に注意を払いながら経営を行っています。クラスター事業着手後の資金統制はどのように行われているのでしょうか。中央畜産会では、畜

産クラスター事業の中心的な経営体(以下「経営体」)を対象に、経営状況に係る全国実態調査を行っています。次に、経営体の実績を基に、経営体の資金管理について考えてみましょう。

表2は、北海道酪農の経営体の平成29年から令和元年の3ヵ年の実績のうち損益に関する主要項目を整理したものです。損益に関する項目のうち、売上高(合計)、生産費用の飼料費と減価償却費、経常利益を記載しています。借入金に関する項目のうち年間借入金償還負担額も記載しました。令和元年度分については、所得(経常利益に家族労働費を加

えたもの)階層別に、上位、下位それぞれ20%階層と中間の60%階層に分けています。

中央畜産会では、経営体の育成のための経営診断の際の参考値・指標として活用してもらうためにデータを整備しています。損益(経産牛1頭当たり)に関する項目は、表2以外に40項目以上に及び、収益性や安全性に関する項目や収益性の要因分析項目などにより、調査結果を詳しく説明しています(例えば、酪農編(北海道)は、令和3年9月20日付け「畜産会経営情報」(本冊子)に掲載)。

表2の内容を見てみましょう。3年間の売上高の推移をみると、110万円前後で推移し

(表2) 経産牛1頭当たり損益等主要項目(北海道)

(単位:千円)

項目	平成29年	平成30年	令和元年	下位20%	中位60%	上位20%
集計件数	35	40	40	8	24	8
売上高	1,036	1,098	1,115	1,091	1,122	1,119
生産費用	860	968	1,013	1,181	1,005	870
うち購入飼料費	294	314	339	408	340	268
うち自給飼料費	42	37	41	36	45	33
うち減価償却費	150	154	162	196	157	144
営業利益	136	87	59	-91	63	198
経常利益	224	180	159	36	148	313
借入金償還負担額	51	61	77	117	74	46

※中央畜産会「畜産会経営情報」(令和3年9月20日)より作成。

(表3) 経産牛1頭当たり損益等主要項目(府県)

(単位:千円)

項目	平成29年	平成30年	令和元年	下位20%	中位60%	上位20%
集計件数	100	103	115	23	69	23
売上高	1,077	1,052	1,076	956	1,101	1,121
生産費用	1,162	1,141	1,208	1,285	1,210	1,126
うち購入飼料費	533	527	537	495	562	506
うち自給飼料費	18	17	18	16	20	13
うち減価償却費	156	153	160	201	152	142
営業利益	-2	-6	-37	-258	-21	137
経常利益	44	56	22	-189	31	204
借入金償還負担額	79	65	70	81	74	47

※中央畜産会「畜産会経営情報」(令和3年10月20日)より作成。

ています。令和元年度の所得階層別を見ても、上位階層の方が特に多いということではなく、110万円前後となっています。経産牛1頭当たりの売上高ですから、大きく変わらないというのは、うなずけるところです。生産費用についてみると、毎年少しずつ増えていることと、所得階層別にみると上位階層ほど金額が少なく、効率的な生産が行われていることが分かります。このような売上高、生産費用の動きから、経常利益は減少傾向にあります。年間借入金償還負担額は3年間増加傾向にあり、所得階層別にみると、上位階層の方が少ない傾向がはっきり見えます。平均とはいえ、上位20%層は、下位20%層の4割にもなっていません。

ここで、資金管理の鉄則を思い出してもらいたいと思います。長期借入期の償還財源は何だったのでしょうか。減価償却費と最終利益です。経常利益は最利益ではありませんが、準用して考えてみましょう。償還財源と要償還額を比較してみます。3カ年間、所得階層別の双方で、『償還財源（減価償却費+経常利益）>要償還額（年間償還負担額）』が成り立っています。鉄則は守られているようです。

同じように都府県の酪農について、表3を見てみましょう。売上高、生産費用、経常利益の3カ年の推移の傾向は、北海道酪農と大きく変わりませんが、経常利益が薄く、ぎりぎりのところで頑張っているな、という印象です。都府県酪農における所得階層別の生産費用は、中位60%に比べて上位階層、下位階層の平均値は、両方とも6~7%の範囲に収

まっています。ただし、経常利益の幅が薄いので、所得階層別の経常利益は赤字、黒字にはっきり分かれています。生産費用のうち高い割合を占める購入飼料費が北海道酪農よりも多く、所得階層別にみても同程度であることが、生産費用の削減工夫の余地が少ないことを物語っているようです。

都府県酪農についても、長期借入金の償還財源と要償還額を比べてみましょう。『償還財源（減価償却費+経常利益）>要償還額（年間償還負担額）』が成り立っています。鉄則は守られているようです。

肉用牛肥育経営について、表4を見てみましょう。表4は、原資料（令和4年1月20日付け本冊子）の記載内容の関係で、3カ年の比較は行っていません。集計件数が31件と決して多くはありません。令和元年度の損益（肥育牛1頭当たり）の実績と所得階層別の実績を見てみましょう。売上高と生産費用は、全体の平均と所得階層別の数値は大きく変わらないように見えます。生産費用の平均は、売上高の平均に迫っており、販売費・一般管理費、営業外損益を加えると、経常利益は上位階層を除いてマイナスになっています。肥育牛1頭当たりの数値であり、経営全体には大きな影響を与えていることが考えられます。

さて、資金管理の鉄則についてです。全体の平均で考えてみます。償還財源となる減価償却費（1万3322円）と経常利益（-3万2969円）の合計額は、年間借入金償還負担額（5万4529円）に遠く及びません。上位階層にも同じことが言えます。ただし、この調査結果に

(表4) 肥育牛1頭当たり損益等主要項目 (単位:千円)

項目	令和元年			
		下位20%	中位60%	上位20%
集計件数	31	6	19	6
売上高	800	864	786	781
生産費用	788	866	773	759
うち購入飼料費	202	198	210	183
うち自給飼料費	0	0	0	1
うち減価償却費	13	19	12	10
営業利益	-56	-135	-64	31
経常利益	-33	-114	-33	50
借入金償還負担額	55	145	16	88

※中央畜産会「畜産会経営情報」(令和4年1月20日)より作成。

おける年間借入金償還負担額が、長期借入金の要償還額なのか、短期運転資金の性格を持つ借入金の償還額を含むのか確認する必要があります。肉用牛経営の特性として、売上高から回収するもと畜費などの生産費用の一部が、年間借入金償還負担額に含めていることも考えられます。必ずしも、鉄則が守られていない、とは言いきれない気がします。

資金統制を意識した畜産経営

ここで重要なのは、資金の使い途に応じた資金調達を行うという基本が認識されているか、資金計画と資金統制が意識されて資金管理が行われているか、ということです。畜特資金等借入者についても、生産に関する収支の計画と償還財源の計画の進捗に関することが、別々に考えられている印象を受けました。クラスター事業を行う酪農経営についても、結果的に資金管理の鉄則が守られているとしても、当事者および支援機関が鉄則を意識していたかまでは分かりません。都府県酪農経

営において、売上高や生産費用は所得階層別にみても大きく変わらないものの、年間借入金償還負担額が所得階層別に大きな差があるのは、資金管理の意識に差があることも考えられます。償還年数を変えるだけで、年間の要償還額が大きく変わることを思い出してください。資金計画を立てるときに、これらの階層では償還年数についても十分吟味している可能性があります。

資金計画を慎重に立ててもらいたいのはもちろんですが、経営状況をフォローするときには資金統制が意識されているかどうかまで確認してほしいと思います。資金管理は経営管理の一部ですから、本稿の副題にある「畜産経営を資金管理面から支える」というのも妙な表現です。しかし、生産から販売をよく見て、資金計画と資金統制をしっかり意識して、畜産経営をより良い方向に向けていてもらいたいとの思いから、このような副題とさせていただきます。

(筆者:山崎農業経済研究所 所長)

問い合わせ先: m.t.n.m.e.noie@ozzio.jp

行政の窓

畜舎特例法の概要について（2）

農林水産省畜産局企画課

はじめに

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（畜舎特例法）は、令和4年4月1日に施行されました。

畜舎特例法が制定されたことにより、これまで畜舎や堆肥舎が建築基準法令の基準や手続に基づかなければ建築できなかったものを、畜舎建築利用計画を都道府県に申請し、認定を受けることで、建築基準法令の適用を受けず、新たに畜舎特例法令の基準により建築できるようになります。

本稿では、前回に引き続き、畜舎特例法の概要を紹介するとともに、畜舎特例法施行規則等で定められている具体的な手続等について説明いたします。

認定のための手続

(1) 申請

畜舎特例法の基準により畜舎等を建築等しようとする場合^{*1}には、畜舎建築利用計画を作成し、都道府県に申請を行う必要があります。計画に必要な記載事項は、①氏名、②

畜舎等の種類(畜舎、搾乳舎等の別)、所在地、規模(高さ、面積)および間取り、③設計者、④畜舎等の敷地、構造および建築設備(図面等)、⑤畜舎等の利用の方法、⑥畜産業の内容(家畜の頭数等)、⑦工事着手・完了予定日、⑧その他の事項となっています。

ここで、上記④は畜舎の技術基準に係る内容であり、計画で提出する資料は建築基準法でいう建築確認のために必要となる資料と同等のものになります。ただし、建築基準法では建築確認が不要となる建築物を都市計画区域外では木造500㎡以下、その他(鉄骨等)200㎡以下のものと定めていますが、畜舎特例法では、畜舎が平家でシンプルな構造であり、建築士が設計すれば基本的に安全性は担保されるとの考えから、木造、その他の区別なく3000㎡以下のものは「特例畜舎等」と定義し、上記④に係る申請・審査を不要といたしました。

(2) 審査・通知

申請を受け付けた都道府県は、計画の内容の審査を行い、基準を満たしている場合には認定を行うこととなります。

一方、申請者が家畜伝染病予防法や家畜排

せつ物法等の法令の規定に違反し、かつその違反を是正する見込みがないと認められるときには、畜舎特例法の認定を受けられないこととしています。これは、家畜の衛生的な管理やその排せつ物の適切な管理が畜産業を行うに当たり当然行うべき行為であり、また、これらが適正に行えない場合には、家畜伝染病のまん延、周辺環境の汚染等周囲の畜産農家や住民に甚大な悪影響を与えかねないとの考えからです。

(3) 認定の通知

認定を行う際は、都道府県は申請者に認定通知書を交付します。また、建築基準法の規定によらない建築物が建築等されることから、認定を行った畜舎等の情報を都道府県のHP等により公表します。

(4) 工事・届出

認定の通知を受けた申請者は、畜舎等の建築等の工事を開始し、工事が完了したら認定を受けた者が都道府県知事に届出（特例畜舎等以外（3000㎡を超える畜舎等）は、工事の各工程の写真を添付し、工事完了日から4日以内の届出が必要）を行うこととし、完了検査は不要としています。これは、畜舎特例法の対象となる畜舎等が平家で高さ16m以下に限定しているため、完了検査で行われる動作確認が必要なエレベーター等の設備が設置されないこと、畜舎は柱や壁などの構造が露出しており写真等による確認で目視に代替し得ることを踏まえたためです。

(5) 消防同意

建築基準法の建築確認の際と同様に、都道

府県が認定を行うに当たり、消防長（署長）の同意^{※2}を得ることが必要になります。ただし、技術基準に係る申請・審査が不要となっている面積が3000㎡以下の特例畜舎等については、技術基準審査が行われないことから、消防同意も不要としています。

(6) 事前審査

認定は都道府県知事が行うこととしていますが、3000㎡を超える特例畜舎等以外の畜舎等に係る技術基準の審査については、都道府県の建築部局で行うこと以外に、都道府県の判断により、民間機関での「事前審査」の仕組みにより行えるようにしました。具体的には、①申請者が都道府県への申請の前に民間機関に技術基準に関わる部分について事前審査を依頼し、②計画の内容が畜舎特例法の技術基準に適合する場合は、民間機関から適合証が申請者に交付され、③申請者は都道府県への申請の際に適合証を添付することで、都道府県における技術基準の審査を省略する、というものです。この仕組みを採用するかどうかは都道府県の判断になるため、実際に申請を行うことを検討する際には、都道府県にお問い合わせいただきたいと思います。

(7) その他

申請の窓口は都道府県の畜産部局になると考えられますが、当該部局ではこれまで建築に係る業務を行ってこないこと、また、都道府県ごとに民間機関を活用した事前審査の仕組みを採用しているかなど手続の詳細が異なることから、申請を行うに当たっては事前に都道府県に相談を行うなどにより、ス

ムズな申請・審査が行われるよう、ご協力をお願いします。

※1 建築基準法の基準により畜舎等を建築等したい者は、これまでどおり建築基準法の手続により建築等することも可能です。

※2 消防同意とは、消防本部や消防署が建築物の建築の際に計画が防火に関する規定に違反していないかどうかを審査し、違反しない場合に同意を与えるもの。

計画変更

建築基準法の建築物は、建築確認を受けた建築物の計画を変更したり、建築後の建築物の増築や改築等を行ったりする際には、再度、建築確認を行うこととなりますが、畜舎特例法の認定を受けた畜舎等の計画は、畜舎等として利用し続ける限りは計画が存続していることから、認定畜舎等の増築や改築等を行う場合は、「計画変更」の手続となり、変更の認定を受ける必要があります。計画の変更は畜舎等の増改築等の際だけでなく、畜舎等の利用方法が変更になる場合も行う必要があります。

遵守義務

畜舎特例法の畜舎等には遵守義務が課されており、畜舎等は技術基準に適合すること、畜舎等は利用基準に従って利用しなければならない、用途を変更してはならない、つまり、畜舎等として使い続けなければならないこととしています。

また、畜舎等の利用の方法は畜産経営の内

容に左右されると考えられますが、仮に経営の見直しが行われたとしても利用基準に適合している状態が維持されるよう、畜舎等の利用状況について、5年に1回、都道府県に報告しなければならないこととしました。

措置命令

畜舎特例法では、都道府県知事が法の施行に必要な限度において報告徴収および立入検査を行うことができることとしました。

また、基準への適合義務等に違反した場合の措置命令や命令に従わない場合の代執行に関する規定も設けています。

地位の承継等

(1) 相続

認定を受けた者が死亡し、畜舎等の相続が発生した際は、相続人は地位を承継することとし、相続の日から30日以内に都道府県知事に届出をしなければなりません。これは、認定を受けた者が死亡により不在となった場合、認定畜舎等が技術基準や利用基準に適合しないおそれがある際に報告徴収や是正措置命令等が実施できず、認定畜舎等の安全確保に支障が生じかねないため、相続により自動的に地位を承継することを規定したものです。

(2) 譲渡および法人の合併・分割

認定畜舎等が譲渡される場合、また、認定を受けた者が法人の際の法人の合併・分割が行われる場合、認定畜舎等を承継する者につ

いては、①利用の方法が利用基準に適合すること、②認定拒否事由（法第3条第4項（家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理が適切に行えない等）に該当しないこと、について都道府県知事の認可を受けなければならないこととしています。

認定の失効

認定畜舎等について、下記の場合は認定が失効することとしています。

- ①認可を受けないで譲渡や法人の合併・分割を行ったとき（認可しない旨の処分があった場合を含む）
- ②法人が解散したとき
- ③偽りその他不正の手段により認定（認可）を受けたとき

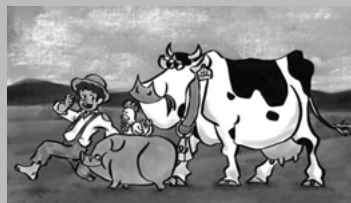
- ④認定を受けた者が認定拒否事由に該当することとなったとき
- ⑤変更認定を受けずに計画の変更をおこなったとき
- ⑥正当な理由なく、計画に記載した工事着手予定日から1年以上着手等しないとき
- ⑦認定を受けた者が措置命令に違反したとき
- ⑧認定を受けた者から計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめる旨の申し出があったとき

なお、失効後の認定畜舎等については、新たに畜舎建築利用計画を作成し認定を受けるなどしない場合は、使用を停止し、畜舎内への立入禁止措置等の保安上の措置を講じなければならないこととしています。

（筆者：農林水産省畜産局企画課 課長補佐 林 康之）

畜産映像情報 がんばる! 畜産! 5

畜産現場の“今”を30分の番組にしました!
映像を各種研修会、セミナーにご活用ください!
配信中の内容：畜産の最新研究・技術を見る／豚の肉質を中心とした育種改良技術／鶏肉特集第1弾 江戸文化を受け継ぐ東京しゃもを大特集!／他



◀スマートフォンからはこちら
▼パソコンからはこちらで検索

がんばる畜産



お問合せ：（公社）中央畜産会 経営支援部（情報） TEL03-6206-0846

畜特資金情報

令和4年度 畜産特別支援資金融通事業について

農林水産省畜産局企画課

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

- ・貸付条件（利率は令和4年3月18日現在）

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内		25年以内	
	養豚	7年以内		15年以内	
	うち据置期間	3年以内		5年以内	
貸付利率		0.50%以内			

注：経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和4年度のみ。

- ・融資枠（平成30～令和4年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要ない低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

- ・貸付条件（利率は令和4年3月18日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛6.5万円、肥育豚1.3万円、 繁殖豚2.6万円、家きん5.2万円、繁殖用めん羊及び山羊1.3万円	
償還期限		7年以内	
うち据置期間		3年以内	
貸付利率		0.875%以内	

- ・融資枠（令和4～令和8年度）50億円
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

- ・事業実施期間 令和2～4年度

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

4 所要額 911百万円

問い合わせ先 担当課：畜産局企画課
代表：03-3502-8111 内線 4896
担当者：伊藤、徳永

中央畜産会からのお知らせ

畜産経営者・経営指導者待望の新刊!



必読 よくわかる 「よりよい消毒」

関 令二 著

A4 サイズ 132 ページ
(一部カラーページあり)

関 令二 (せき れいじ)

1927 年生まれ。東京高等農林学校（現東京農工大学）獣医畜産学科卒。同年農林省畜産局入省、各種畜牧場勤務。

1981 年農林水産省退官後、田村製菓(株)・北里研究所客員部長を歴任。獣医学博士。

本書は、国内外の豊富な科学的研究の成果に基づき、消毒の基本的な考え方をはじめ場所や物に合わせた具体的かつ適切な消毒の実施方法について解説しています。

農場での消毒にあたり責任を持って実施する立場にある飼養衛生管理者の方々をはじめ、農場の指導にあたる獣医師、畜産技術者の方々に広くお読みいただける 1 冊です。

推薦のことは

本書が、畜産・家畜衛生分野の関係者に広く読まれることで、消毒への正しい理解につながり、日常から畜産現場で活用されることを通じて、「よりよい消毒」が実践され、家畜衛生環境の向上と家畜伝染病対策の強化につながることを強く期待している。

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 石川 清康 氏

全体を通じて一貫しているのは、畜産現場での応用という視点であり、長年、消毒にかかわってこられた関先生でなければ書くことのできないユニークかつ優れた著書である。

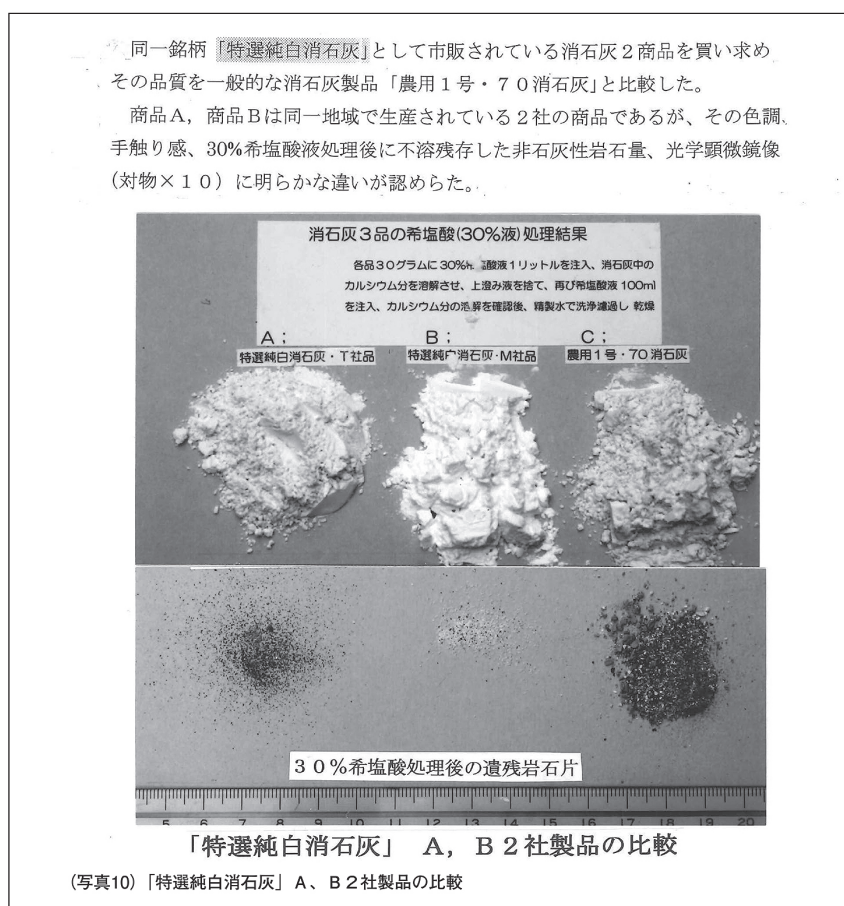
本書が、広く畜産・家畜衛生関係者に読まれ、それぞれの現場で活用され、そこからまた新しい消毒の実践技術が開発・共有され、日本の「消毒」が進歩していくことを期待している。

(一社) 食肉科学技術研究所 理事長 川島 俊郎 氏

必読 よくわかる「よりよい消毒」 主な内容

- ① 畜鶏舎周囲の環境改善の必要性
- ② 畜産現場における水衛生問題とその対応
- ③ 消毒の3原則、濃度・温度・時間+pH
- ④ 消毒資材としての消石灰とその効果 他

カラー写真等を交え分かりやすく解説しています!



お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9階

TEL:03-6206-0846 FAX:03-5289-0890 Email:book@jlia.jp

農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和4年2月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和4年2月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和4年5月上旬に公表する予定です。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	1,161,092円	1,107,040円	—	静岡県	1,171,903円	1,081,739円	—
青森県	1,169,802円	1,093,450円	—	新潟県	1,212,094円	1,065,633円	—
岩手県 (日本短角種を除く)	1,169,802円	1,037,406円	—	富山県	1,212,094円	1,128,016円	—
岩手県 (日本短角種)	697,384円	714,689円	9,574.5円	石川県	1,212,094円	1,113,021円	—
宮城県	1,169,802円	1,072,762円	—	福井県※2	1,387,104円	1,151,565円	—
秋田県	1,169,802円	1,078,411円	—	岐阜県	1,284,096円	1,123,886円	—
山形県	1,169,802円	1,040,405円	—	愛知県	1,284,096円	1,061,022円	—
福島県	1,169,802円	1,084,534円	—	三重県	1,284,096円	1,071,176円	—
茨城県	1,171,903円	1,100,014円	—	滋賀県	1,266,012円	1,103,830円	—
栃木県	1,171,903円	1,089,315円	—	京都府	1,266,012円	1,107,949円	—
群馬県	1,171,903円	1,100,850円	—	大阪府	1,266,012円	1,061,455円	—
埼玉県	1,171,903円	1,080,806円	—	兵庫県	1,266,012円	1,071,741円	—
千葉県	1,171,903円	1,071,818円	—	奈良県	1,266,012円	1,094,664円	—
東京都	1,171,903円	1,063,179円	—	和歌山県	1,266,012円	1,078,688円	—
神奈川県	1,171,903円	1,108,235円	—	鳥取県	1,193,995円	1,096,208円	—
山梨県	1,171,903円	1,067,997円	—	島根県	1,193,995円	1,051,589円	—
長野県	1,171,903円	1,081,503円	—	岡山県	1,193,995円	1,047,325円	—

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
広島県	1,193,995円	1,064,401円	—	佐賀県	1,194,604円	1,077,503円	—
山口県	1,193,995円	1,060,405円	—	長崎県	1,194,604円	1,076,962円	—
徳島県	1,209,448円	1,081,818円	—	熊本県	1,194,604円	1,098,989円	—
香川県	1,209,448円	1,100,930円	—	大分県	1,194,604円	1,091,011円	—
愛媛県	1,209,448円	1,083,172円	—	宮崎県	1,194,604円	1,101,962円	—
高知県	1,209,448円	1,090,612円	—	鹿児島県	1,194,604円	1,100,144円	—
福岡県	1,194,604円	1,087,992円	—	沖縄県	1,177,198円	1,034,473円	—

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	687,377円	703,432円	8,449.5円
乳用種	447,817円	506,900円	47,174.7円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から6,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した福井県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注1) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

注2) 令和2年3月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、令和3年5月末日までに積立金が不足した以下の都道府県において、令和3年4月以降に販売された登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

(肉専用種)

北海道、青森県、岩手県(日本短角種を除く)、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(交雑種)

東京都、京都府

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和3年度第1～4四半期〕

令和3年4月から令和4年3月までの算出期間(令和3年度第1～4四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格および見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、5月上旬に公表する予定です。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和3年4月から令和4年3月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	37,558円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	35,103円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価※	— (概算払なし)

※ 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から900円を控除した額です。